

鹿島地域における沿岸漁家の兼業構造について—I

— 操業タイプと兼業形態による類型化 —

柳 田 洋 一・大 塚 正 人*

Socioeconomic Study on the Structure of Coastal Fishermen
with Sideline Businesses in the Kashima Region-I

— Classification of the Subsidiary Fishermen —

Yoichi YANAGIDA and Masato OTSUKA*

Summary

According to the former report (YANAGIDA 1996), in the Kashima Region, 60% of fishermen own farmland and cultivate a wide variety of plants as a sideline business.

Not only agriculture but also the other sideline business, there is a strong relationship between fishing types and sideline businesses.

In this report, the authors classify fishing type as follows;

type A: anchovy larva trawl, clam trawl and others

type B: clam trawl and others (not including anchovy trawl)

type C: others (not including anchovy larva and clam trawl)

type D: clam trawl only

and sideline business as follows;

type I: single line of fishery

type II: farmer using wide farmland

type III: farmer using green house

type IV: self-employed

type V: salaried work

There is a rational relationship between types A~D and types I~V, however, due to the subsidiary businesses, fishing types have to be limited.

* 東京水産大学大学院水産経営学研究室 Tokyo University of Fisheries

1 はじめに

茨城県鹿島地域の沿岸漁家は農業と兼業する経営体が多く、その実態の詳細については柳田(1996)⁽¹⁾によって報告されている。

本報では、漁家の経営実態をより正確に把握するため、分析の基軸を漁家の着業している漁業種類におき、その操業タイプによって類型化を行うとともに、漁家の兼業に注目し、その形態別に類型化を行った。

表1に鹿島灘漁業協同組合（以下、鹿島灘漁協と呼ぶ）に所属する漁家の専兼業別世帯数とその構成比および兼業の内訳について示した。

表1 当地区における漁家の専兼業別世帯数とその構成比および兼業の内訳

		実数	構成比(%)	備考
世帯計		107		
漁業専業世帯数		30	28.0	
兼業世帯数		77	72.0	
兼業の内訳	自営業	48	44.9	水稲・大根・甘藷・ピーマン・メロンなど
	農業	19	17.8	遊漁船業・飲食店・民宿・鉄工所・アパート経営など
	その他	10	9.3	大工・左官・運転手・会社員など

* ここでは世帯主本人が兼業従事している場合を「兼業世帯」とした。

対象世帯計の107軒のうち、漁業専業世帯は30軒で、その構成比は28.0%でしかなく、兼業世帯は77軒、72.0%を占め、多くの世帯で世帯主までもが兼業に従事していることがわかる。

その兼業の内訳は、自営業種に農業・遊漁船業・飲食店・小売店・民宿・鉄工所・アパート経営などが見られ、賃労働就業には大工・左官・運転手・会社員などが見られ、実に多様である。

従来、漁業活動は不安定で自律性に欠け、これに規定される兼業は不安定な就労をとらざるを得ないとされてきた。加瀬(1988)⁽²⁾によると、漁船漁業の海上作業の性格の特徴として、その不分割性と他律性が指摘されている。

前者の不分割性とは時間的連続性であり、海上作業中においては家事労働や他の兼業労働とは完全に

分離される時間となることが多い。後者の他律性とは、漁獲作業は漁獲可能な状態に魚群が形成される特定の時期・時刻・場所によってなされなければならない、自らの選択による海上作業が出来ないという性格を示している。

こうした漁業労働の特性を前提とすると、一般的には基幹的な漁業従事者の兼業就労は少数であり、それは、日雇就労や季節就労に代表される地域の縁辺的な労働市場への結合が中心であるとされてきた。

しかし、当地区の漁家の兼業の実態は多様であり、この点を捨象しては漁家世帯の実態を把握することはできないと考え、兼業形態による類型化を行った。

2 操業タイプによる漁家の類型化

(1) 着業漁業種類の類型化

当地区では、周年の操業を単一の漁業種類に依存するのではなく、漁獲対象資源の季節的な変動にあわせて、複数種の漁業種類を組み合わせる年間の操業が行われる⁽¹⁾。

一年のどの時期にあっても2種類以上の漁業種類があり、個別の漁家では、対象資源の動向や各漁業種類の特徴などをふまえて着業を選択している。

各漁業種類に必要とされる労働の強度と投下できる漁業労働力、期待される水揚金額とそれに照応する投下資本や操業経費、漁業権および漁業許可の配分と着業の用件などに基づいて選択している。これらの点に注目し、以下、漁家の着業している漁業種類の組み合わせを整理し、類型化を行った。

まず、船曳網を中心に操業を行っている漁家を抽出し、A型（船曳網に着業している操業タイプ）とする。

船曳網は海上作業に必要とされる労働強度が強く、海上作業従事者は2人以上必要とされる。1人でも操業自体は可能だが、操業の際の危険が増し、漁獲のための効率が下がる。このため1人乗り操業では2人乗り操業の半分未満の水揚げしか見込めない。

このことから、船曳網を操業する際は、雇用労働力が確保できないなどの特別な理由がない限り、2人以上での操業が標準である。そのために乗組員の雇用による人件費などで経費が高くなる傾向にある。さらに曳網力が漁獲水準を左右するため、自ずと許可条件の限度内での最上層である4.9トン船と高出力エンジンの組み合わせが志向されることになる。

この点も投資金額の上昇を招いており、当然こういった投資水準の高い漁業種類は、それに見合う高い水揚金額水準が維持されなければならない。

船曳網の投下労働と資本、高い水揚水準といった特徴点が他の漁業種類と一線を画するものであり、当地区の基幹的な漁業種類という位置づけることができる。

次に、船曳網漁業に着業していない漁家について類型化すると、貝桁網は、安定的な収入基盤を確保できる点や投下労働力が低く、収益性が高い点などが経営面での重要なポイントとなっている。このことから、貝桁網と他の漁業種類とを組み合わせず着業する漁家をB型とし、貝桁網と船曳網ともに着業せず、それ以外の漁業種類のみで操業を行う漁家をC型、貝桁網のみ着業する漁家をD型として、3種類に分けて類型化した。

表2は類型と着業漁業種類の関係を示したものである。A型は船曳網・貝桁網・その他の漁業種類に着業している漁家、B型は貝桁網とその他の漁業種類に着業している漁家、C型はその他の漁業種類のみ、D型は貝桁網のみに着業している漁家である。

表2 操業類型と着業漁業種類の関係

	船曳網 漁業	貝桁網 漁業	その他の 漁業種類
A型	○	○	○
B型	×	○	○
C型	×	×	○
D型	×	○	×

○ 着業
× 着業せず

(2) 操業類型からみた漁業実態

表3に鹿島灘漁協地区の全漁家を、前述の操業類型によって整理・分類し、類型別漁家数とその構成比を示した。

表3 当地区における操業類型別の漁家数とその構成比

類型	内容	軒数	構成比(%)
A型	船曳網に着業	60	56.1
B型	貝桁網とその他の漁業種類との組み合わせ	26	24.3
C型	貝桁網と船曳網両者以外の漁業種類で操業	2	1.9
D型	貝桁網のみ	19	17.8
合計		107	100

A型（船曳網に着業するタイプ）が60軒と最も多く、56.1%を占めている。次にB型（貝桁とその他の漁業種類との組み合わせ）が26軒あり、その構成比は24.3%である。貝桁網と船曳網ともにおこなっていないC型が2軒と少なく、1.9%の構成比にとどまっている。貝桁網のみの操業であるD型が19軒あり、全体の17.8%を占めている。

a) 船曳網漁業を中心に行う漁家（A型）

表4は、このタイプの漁家をさらに年間水揚金額階層別に区分し、漁家数の分布と漁船トン数・漁業種類による平均水揚額の状況を示したである。

表4 A型漁家の水揚金額階層別漁家数および平均漁船トン数・水揚金額

漁業水揚金額	漁家数 (後継者)	平均漁船 トン数	平均水揚金額(千円)			
			計	船曳網	貝桁網 その他	
3,500~4,000万	5(3)	4.8	36,506	18,653	3,644	14,209
3,000~3,500万	4(3)	4.8	32,178	17,484	3,687	11,008
2,500~3,000万	12(7)	4.8	28,444	17,203	3,674	7,567
2,000~2,500万	19(9)	4.5	22,595	11,826	3,654	7,116
1,500~2,000万	10(3)	4.5	18,000	10,105	3,683	4,211
1,000~1,500万	6(5)	4.5	11,615	3,640	3,686	4,288
500~1,000万	2(1)	4.8	7,350	1,500	3,617	2,232
500万円以下	2(1)	3.0	4,262	150	3,686	426
全体	60(32)	4.6	22,580	12,010	3,667	6,904

※1 平成7年度鹿島灘漁協、水揚実績資料より作成
※2 漁家数の()内は後継者がいる世帯の数

最上位階層の3,500~4,000万円の水揚金額をあげているグループが5軒存在し、そのうち3軒において漁業後継者が確保されている。3,000~3,500万円のグループが4軒あり、うち3軒に漁業後継者

があり、2,500～3,000万円のグループには12軒ある中で、7軒に漁業後継者がいる世帯がある。2,000～2,500万円のグループは最も多く19軒の漁家があり、うち9軒で漁業後継者が確保されている。次いで、1,500～2,000万円のグループが10軒あり、うち漁業後継者のいる世帯は3軒である。1,000～1,500万円のグループでは6軒あり、うち5軒に漁業後継者がいる。下層の500～1,000万円と500万円以下のグループでは、各2軒ずつと少なくなっており、漁業後継者がいる軒数は各1軒ずつである。

さらに、この操業タイプの漁家の使用する漁船トン数をみると、全体的に4.5ないしは4.8トンと格差が少ないが、500万円以下の階層で平均3.0トンと極端に格差が顕れ、漁船規模が小さくなっている。

このように船曳網においては漁船の規模が漁獲に大きな影響を及ぼすため、漁業許可限度内において漁船の大型化が進められていると考えられる。

船曳網中心の操業形態では、漁船規模、海上作業従事者の雇用という側面からも費用・投資が多くなる。それに見合う形で、このタイプの漁家の平均水揚金額は2,258万円となっており、高い水準にある。

また、この操業タイプの漁家の大きな特徴に、着業している漁業種類が多いことがあげられる。当地区では時期により最盛期を迎える漁業種類を組み合わせる年間の操業を行っている。

その組み合わせる漁業種類の一つに、建網（固定式刺網）があげられる。船曳網は春にコウナゴ、秋にシラスを漁獲して最盛期を迎えるが、夏には有効な漁獲対象がない場合がある。その際には建網を行う経営体が多く見られる。

この建網は海上作業においては人手を多く要する漁業種類ではないが、揚網後の漁獲物選別、ゴミ取りなどの網の補修に人手を要する。この陸上作業に携わる労働力を確保できるかという点は、漁獲状況とともに建網への着業を決定する大きな要因の一つとなっている。

また、船曳網の禁漁期にあたる冬季間に操業する

漁業種類としては、えび板ひき網、又は、たこ壺のどちらかを選択することになる。

この二種類の漁業種類のうち、いずれかを選択すると、他方の許可もしくは漁業権は付与されない。これは鹿島灘漁協内での方針であり、より多くの組合員に着業機会を与えるための措置である。

このようにA型漁家の特徴を整理すると、高い水揚水準を達成していることと後継者が多く確保されていること、複数種の漁業種類を組み合わせる多角的に漁獲を行っていることがあげられる。

b) 貝桁網と他の漁業種類との組み合わせによる漁家（B型）

この操業タイプに含まれる漁家は25軒存在する。貝桁網と組み合わせる漁業種類には、建網やたこ壺などである。

表5は、この類型に属する漁家を水揚金額階層別に区分し、漁家数の分布および漁船トン数・漁業水揚金額の平均を示したものである。

表5 B型漁家の水揚金額階層別漁家数および平均漁船トン数・水揚金額

漁業水揚金額	漁家数 (後継者)	平均漁船 トン数	平均水揚金額(千円)	
			計	貝桁網/その他
1,000万円以上	2	4.8	12,620	3,686 / 8,933
800～1,000万円	2	4.7	9,574	3,686 / 5,888
600～800万円	6(1)	2.4	6,672	3,191 / 3,482
400～600万円	9(1)	2.8	4,786	3,050 / 1,737
400万円以下	6	3.3	3,729	3,377 / 352
全体	25	3.1	5,995	3,264 / 2,731

※1 平成7年度鹿島灘漁協、水揚実績資料より作成
 ※2 漁家数の()内は後継者がいる世帯の数

全体的な水揚金額の水準はA型の平均水揚金額である2,258万円と比較しても約600万円と低く、2軒の存在が見られた最上位階層の1,000万円以上の階層においても水揚金額の平均は1,200万円程度である。続く800～1,000万円のグループにおいても2軒があるのみで、多数を占めるのはその下層である。600～800万円のグループは6軒、400～600万円のグループで9軒、400万円以下のグループには6軒存在する。漁業後継者のいる世帯は、600～800万円のグループで1軒、400～600万円のグループで1軒み

られるのみである。

漁業労働の面からみると、建網・たこ壺などは、海上で必要となる労働強度は船曳網に比べて少なく、これらの漁業種類の操業の場合には、船上乗組員の単身操業や漁業者の妻が船上作業を行う夫婦乗り組みで操業されるケース（夫婦船）も見られる。

建網やたこ壺のような漁具を設置するタイプの待機型の漁業種類では、漁獲において漁船航行能力に依存する度合いが、船曳網に比べて少ない。従って漁船の大型化、漁船装備の増強を志向していないとも考えられる。

そこで、このタイプの漁家の漁船の平均トン数をみると、水揚階層間に格差が見られ、多数を占めている600～800万円より低い階層での平均漁船トン数が小さくなっている。

このタイプの漁家25軒中、2トン未満船を使用している漁家が9軒、2～4トン船で操業をおこなっている漁家が5軒存在することが確認され、これらの漁家では漁業への投資が比較的抑制されているものと思われる。

この投資の抑制と比較的低位の水揚金額、および漁業後継者が少ない点がこのタイプに分類される漁家の特徴としてあげられる。

c) 貝桁網と船曳網以外の漁業種類に着業している漁家（C型）

表6はC型およびD型に分類される漁家を水揚階層別に区分し、漁家数の分布および漁船トン数・漁業水揚の平均を示したものである。そのうち、C型に分類される漁家は2軒と少数である。調査対象の漁家107軒のうち、現在の貝桁網の着業軒数が105と多いため、貝桁網に着業していない漁家自体が少なく、このタイプの漁家が少数となっている。

このタイプの2軒ともに使用漁船の規模が小さく1.2と1.8トン船で操業されている。

主な着業漁業種類は建網・たこ壺・流し網などである。これらの漁業種類は設置型の漁具使用であり、海上作業に必要とされる労働強度は低いといえる。

さらに世帯主の年齢をみるとともに70歳代と高齢であり、このような零細な操業形態になっているものと考えられる。

表6 C型およびD型漁家の水揚金額階層別漁家数および平均漁船トン数・水揚金額

	漁業水揚金額	漁家数	平均漁船トン数	平均水揚金額（千円）		
				計	貝桁網	その他
C型	200～300万円	1	1.8	2,412		2,412
	100万円以下	1	1.2	853		853
	全体	2	1.5	1,632		1,632
D型	300～400万円	19	4.3	3,658	3,658	
	300万円以下	1	4.9	1,971	1,971	
	全体	20	4.4	3,573	3,573	

※ 平成7年度鹿島灘漁協、水揚実績資料より作成

d) 貝桁網漁業のみ着業している漁家（D型）

この貝桁網漁業のみ着業という漁家は20軒存在している。

これら漁家の使用漁船のトン数をみると、3～4トンが5隻、4～5トンが15隻となっており、貝桁網漁業は出漁制限により、年間約10日ほどの出漁しかないにもかかわらず、小型の漁船を使用する漁家が存在していない。

ここで貝桁網漁業管理のプール制における漁船格差への対応を見ると、貝桁網は船曳網とならび掃海型ともいえる漁業形態であり、漁船の規模、エンジン出力といった航行能力が漁獲に大きな影響を与える。

鹿島灘漁協での貝桁網漁業のプール制管理では、2トン未満船を「ヤンマー船」、2トン以上の漁船を「一般船」と区別している。漁獲所得を再配分する際に、漁獲能力の低い「ヤンマー船」が少なくなるような傾斜配分計算を行っている。

このプール制管理による配分の結果、1995年の貝桁網での水揚額は「一般船」で369万円、「ヤンマー船」で220万円であった。

また、乗組員人数でも、漁獲能力の相違による所得再配分の不公平を除くために、漁船階層の格差をつけて、海上作業従事者の人数を「ヤンマー船」では2名まで、「一般船」は3名までと定めている。

これは貝桁網のみ着業の漁家でも、漁業管理の進展に伴って漁業経費が安くなっていることから、むしろ中古船を購入するなど、「一般船」の船型に揃えるように漁船が増強されていった結果である。

当然、こうした漁船増強は年間約10日の出漁と約370万円の水揚額の範囲内でなされるものではなく、このタイプは世帯の主業として漁業生産を行っているとは考えにくく、このタイプの漁家の実態の把握には、兼業の実態を明らかにすることが不可欠である。

このような操業タイプの経営体は、他県でも見られ、先進的なホッキガイの資源管理で知られる福島県磯部漁業協同組合でも農業との兼業が見られ、多くは農業収入に依存することから資源管理体制にも余裕を持って維持することが可能となっている⁽³⁾。

表7 鹿島地区における兼業類型別漁家数と構成比

類型	内容	軒数	構成比(%)
I型	漁業専業	30	28.0
II型	土地利用型農業との兼業	39	36.4
III型	施設園芸型農業との兼業	9	8.4
IV型	その他自営業との兼業	19	17.8
V型	賃労働との兼業	10	9.3
合計		107	100

3 兼業形態による漁家の類型化

(1) 漁家の兼業形態と類型化

世帯主が漁業に専業従事している漁家をI型とする。

兼業については、まず営まれている兼業業種として農業を取り上げる。漁業生産は海況、対象資源の動向に左右されやすく、変動しやすい。それに比べれば農業生産は比較的安定しており、ある程度の収入が見込めるとい性格を帯びている。

また、農作物が自家消費にあてられることも多く、家計支出の削減を可能としている⁽⁴⁾。

しかし、この地域での農業との兼業は、自給自足を主とした零細な「半農半漁」とは異なり、農業か

ら得られる収入が少なくない点が特徴としてあげられる。

図1は農業形態別にみた農業兼業漁家の粗収入構成である。水稻・大根・甘藷を栽培する土地利用型農業を兼業する漁家では、年間粗収入に占める漁業粗収入の比率は89.1%と高く、漁業経営にウェイトを置いていることがわかる。一方、メロン・ピーマンの施設利用の園芸作目は比較的高い収入を得ており、年間粗収入における農業粗収入の比率が高いことがみられる。

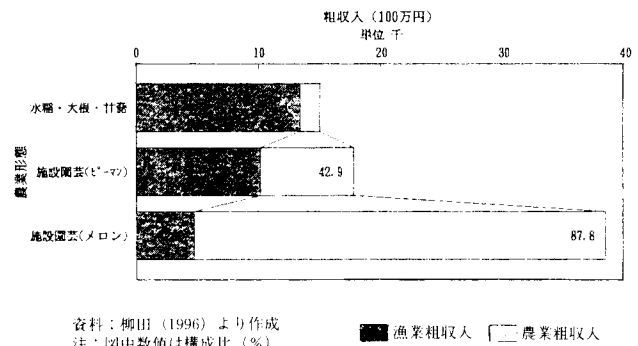


図1 農業形態別にみた農業兼業漁家の粗収入構成 (サンプル漁家の平均値)

これらの施設園芸型農業は栽培に周年人手・時間がかかり、ビニールハウス・燃料などの費用も多いことから世帯の主業として農業を行っているといえる。

そこで農業との兼業をその作目の耕作形態と収入水準により、水稻・甘藷・大根の露地栽培による耕作形態を土地利用型とし、これをII型とする。

一方で、ミツバ・メロン・ピーマンの施設園芸型の農業をIII型として類型化する。

次に、農業以外のその他産業部門との兼業についてみると、兼業種は多岐にわたるので、こちらは自営による兼業をIV型とし、賃労働による兼業をV型と分類し類型化する。

(2) 兼業類型からみた漁家の特徴

表8は、当漁協地区における兼業類型別の漁家数とその構成比を示したものである。

表8 操業類型と兼業類型からみた漁家世帯数の分布

	兼業類型					合計
	I型 (漁業専業)	II型 (土地利用型)	III型 (施設園芸型)	IV型 (その他自営)	V型 (賃労働)	
A型 (船隻+貝桁等)					-	6.0 (32)
B型 (貝桁+その他)	1.0 -	5 -	-			2.5 (2)
C型 (その他のみ)	-	-	-	-	2	2
D型 (貝桁のみ)	2	7		3	5	2.0
合計	3.0 (10)	3.9 (12)	9 (4)	1.9 (8)	1.0	10.7 (34)

※1 鹿島灘漁協資料及びヒアリングに基づき作成
 ※2 表中の下段()内数値は漁業後継者のいる漁家数を内数で示したものである。

I型である漁業専業の漁家は30軒であり、全体の28.0%の構成比を占める。この専業経営体のうち9軒は田を休耕もしくは賃貸している。鹿島地域では本来、漁業専業の世帯が少なく、農家が漁業に参入してきたという歴史的経緯と近年の鹿島地域の農家の減少を考えると、農業と漁業との兼業から漁業専業へシフトする動きが伺い知れるが、別荘地など宅地開発の盛んなこの地域において、農地の売却による農家世帯の分解が行われるのではなく、休耕・賃貸として農地保有が残っていることは農家の持つ家業・家産意識が働いているものと推察される。

実際、近年において、漁業部門を貝桁網のみに縮小し、ピーマンのハウス栽培を始め、農業部門を拡大した経営体があることは、これを裏付けているといえる。

土地利用型の農業と兼業するII型の漁家は39軒あり、36.4%を占め、兼業形態別においては最も該当数が多い。

柳田(1996)¹⁴⁾は、水稻・甘藷・大根を耕作している漁家の農業粗収入は163万円と比較的低水準であり、これに対し、漁業粗収入は1,340万円、漁家の年間粗収入に占める農業粗収入の比率は平均

10.4%と低く、漁業経営にウェイトを置いていることを指摘している。

III型は施設園芸型の農業との兼業を行っている漁家であるが、こちらは9軒が存在し、全体の8.4%である。

施設園芸型の農作業は、その栽培に周年時間がかかることが多く、農閑期でも2人以上、繁忙期には家族総出の作業になることが普通である。ビニールハウスや燃料などに費用がかかるが、農業収入水準は高く、このタイプの漁家では土地利用型の農業と異なり、世帯の主業として農業を行っていることがわかる。

世帯主が自営業との兼業を行っているIV型の漁家は19軒で、その構成比は17.8%である。その業種は多岐に及ぶが、そのうち遊漁船業を行っている漁家が10軒見られる。

この鹿島灘漁協には遊漁船業部会が存在し、この部会は42軒の漁家から構成(1996年10月現在)されている。このうち遊漁専業の経営体および仕立船による時期的な操業を行っている漁家を除き、土・日曜を主とする乗合船による営業を行っている漁家を遊漁船業の兼業として抽出した。

遊漁船業は漁業内の兼業種であるため、兼業労働が漁業活動に与える影響は、他産業との兼業を行っている場合と比較すれば少ないと考えられるが、やはりこれら自営業種との兼業従事は、漁業活動を規定しているといえる。

世帯主が賃労働就業による兼業を行っているV型の漁家は、10軒存在する。兼業種別に見て特徴的なものが、大工で4軒ある。その他には運送業が2軒、左官、板金工、会社員、日雇が各1軒ずつと多様である。

賃労働就業はその労働が、時間的・空間的に漁家世帯と分離されることが多く、その労働は自営業種と比べて遥かに他律的であり、漁業活動が大きく規定されることとなる。

4 営漁類型と兼業類型の組合せ

表8に操業タイプと専兼業タイプによる鹿島灘漁協地区の類型別経営体数を示した。

操業タイプと兼業類型の組合せにより、当地区の代表的な漁家の経営タイプを検討すると次のようになる。

i) I型＝漁業専業型の営漁形態

漁業専業（兼業類型I型）を軸に検討すると、表9は漁業専業における営漁類型別の水揚とその特徴である。A型（船曳網中心の操業タイプ）が18軒、B型（貝桁網とその他の組み合わせの操業タイプ）が10軒、C型（貝桁と船曳以外の営漁タイプ）は存在せず、D型（貝桁網のみの操業タイプ）2軒となっており、そのうち漁業後継者はA型にのみ10軒見られる。

表9 漁業専業（I型）における営漁類型別の水揚とその特徴

営漁類型	I型 (漁業専業)	平均水揚金額 (千円)	備考
A型 (船曳・貝桁等)	18 (10)	21,431	高い水揚げで、漁業の主体的な担い手。漁業後継者が多く確保
B型 (貝桁・その他)	10	6,075	漁業後継者がいない。うち7軒は60歳を越え、高齢化の傾向
C型 (その他のみ)	—	—	—
D型 (貝桁のみ)	2	2,829	漁業後継者が確保されていない 高齢化が見られる
合計	30 (10)	—	—

※1 鹿島灘漁協資料及びヒアリングに基づき作成

※2 表中の下端()内数値は漁業後継者のいる漁家数を内数で示したものである。

漁業専業の漁家においては、家族構成員の収入などを除き、漁業収入が世帯収入であるため、漁業収入が高い水準で達成されることが求められる。そのため、高水準での収入が達成できる船曳網への着業の有無が注目される。

次に、水揚水準と後継者の確保について見ると、

図2は船曳網に着業しているA型と船曳網に着業していないB型の漁家の水揚金額と世帯主の年齢および後継者の有無を示したものである。A型の漁家を漁業後継者が確保されている漁家10軒と漁業後継者が確保されていない漁家8軒に区分し、やはり漁業後継者が1軒も確保されていない型の漁家10軒と併せて漁家の水揚金額別に、その世帯主の年齢をみた。漁業後継者を有するA型の分布は一部例外もあるとはいえ、2,000万円以上の水揚金額水準に多く見られると同時に、年齢も全体的に低く分布している。

一方、漁業後継者を有しないA型の漁家およびB型の漁家の分布は、漁業後継者を有する漁家よりも水揚金額が低い水準に多く見られ、高齢化が進んでいる。特にB型においては、全て水揚金額1,000万円以下に分布が見られ、水揚金額水準で船曳網に着業しているA型との大きな隔たりをみせていると同時に、B型の全10軒のうち、世帯主が60歳以上である漁家が7軒あり、全体的に高齢化の傾向も見られる。

船曳網に着業することにより必要とされる海上労働は厳しく、高齢者には重い負担となり、追加的な海上作業従事者の雇用が必要となる。このため高齢の者には後継者という若い労働力が家庭内にない場合、船曳網の着業を選択しにくいものと考えられ、漁業専業世帯においては、高い水準での水揚金額の達成が後継者の確保につながっていることがわかる。

ii) II型＝農業兼業・土地利用型の営漁形態

土地利用型農業の兼業である兼業類型II型を軸に操業タイプの組合せについてみると、このタイプに属する漁家は39軒と非常に多く存在する（表10）。特にA型（船曳網に着業している操業タイプ）は27軒と半数を占めている。B型（貝桁とその他漁業の組み合わせ）は5軒、C型（貝桁と船曳以外の操業タイプ）は存在せず、D型（貝桁のみの営漁タイプ）が7軒が存在している。

土地利用型は漁家収入における農業粗収入の比率が低いいため、漁業への傾斜が強くなる。A型（船曳

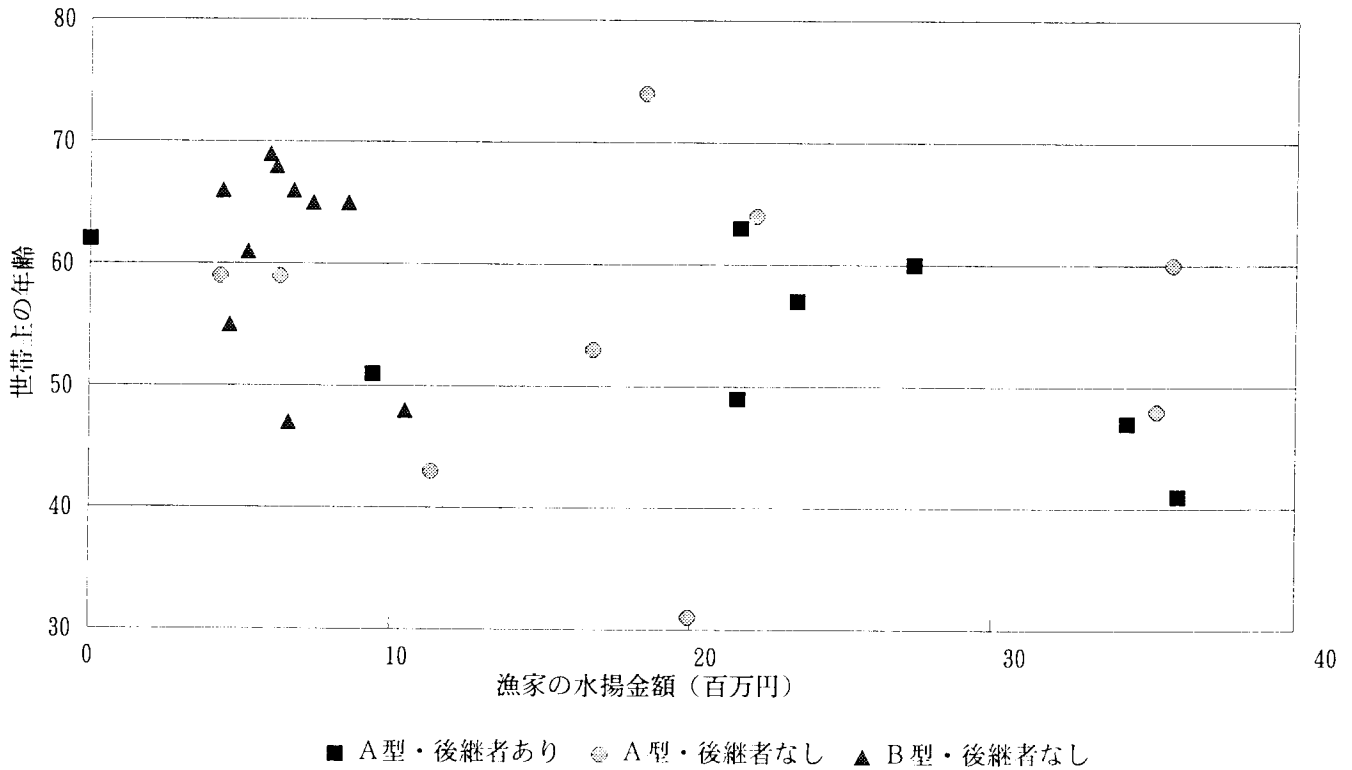


図2 漁家の水揚金額と世帯主の年齢および漁業後継者の有無

表10 土地利用型兼業（Ⅱ型）における営漁類型別の水揚

		Ⅱ型 (土地利用型)	平均水揚金額 (千円)	備考
営 漁 類 型	A型 (船曳・貝桁等)	27 (12)	23,925	高い水揚げ、漁業後継者確保 当地区の代表的な漁家
	B型 (貝桁+その他)	5	5,137	水揚げ金額水準が低い
	C型 (その他のみ)	—		
	D型 (貝桁のみ)	7	3,666	水揚げ金額水準が低く、うち 5軒が60歳以上で高齢化傾向
合 計		39 (12)		

※1 鹿島漁協資料及びヒアリングに基づき作成
 ※2 表中の下端()内数値は漁業後継者のいる漁家数を内数で示したものである。

網に着業している操業タイプ)の軒数が多いことは、船曳網着業による漁業収入の増加を意識しているものであると考えられる。

秋シラスの時期に甘藷・大根の収穫の時期が重なることがあるなど、各世帯によって労働力の分布状況などに差違があり、着業されない作日および漁業種類があるが、農業兼業が行われると船曳網の漁獲努力は必然的に低下することは容易に推察される。

漁業後継者の確保状況について見ると、船曳網に着業しているA型の漁家27軒のうち12軒で後継者が確保されており、B型の5軒、D型の7軒では後継者を確保している世帯は存在しない。

この点から、土地利用型の農業兼業の世帯においても、漁業専業と同様に船曳網着業による水揚金額水準の高さが後継者の獲得に強く影響しているといえる。

iii) Ⅲ型＝農業兼業・施設園芸型の営漁形態

施設園芸型の農業の兼業であるⅢ型について表11に示した。これを見ると、A型(船曳網に着業している操業タイプ)が6軒、B型(貝桁とその他漁業の組み合わせ)とC型(貝桁と船曳以外での操業タ

表11 施設園芸型農業兼業（Ⅲ型）における
営漁類型別の水揚

		Ⅲ 型 (施設園芸型)	平均水揚金額 (千円)	備考
営 漁 類 型	A 型 (船曳・貝桁等)	6 (4)	23,202	水揚げ金額水準が高く 漁業後継者が確保
	B 型 (貝桁・その他)	—		
	C 型 (その他のみ)	—		
	D 型 (貝桁のみ)	3	3,569	水揚げ金額水準が低い
合 計		9 (4)		

※1 鹿島漁協資料及びヒアリングに基づき作成
 ※2 表中の下段（ ）内数値は漁業後継者のいる漁家数を内数で示したものである。

イプ）は存在せず、D型（貝桁のみの営漁タイプ）が3軒の計9軒と、漁業との兼業を行っている漁家自体が少数である。その中でA型において漁業後継者を有する漁家が4軒見られる。

この施設園芸型の農業はビニールハウスや燃料などの経費がかかるが、農業収入水準は高く、集約的な農業はその耕作に伴う農作業が多くなるのが一般的である。

柳田（1996）¹⁾に準拠して施設園芸型の農業作物の作型と漁業操業の年間形態について見てみると、農作物の作型から、まずピーマンについて検討すると、促成ピーマンは7月下旬に播種され10月下旬から翌年7月の長期にかけて収穫が行われる。もしくは10月に播種が行われる促成ピーマン栽培においても2月から7月にかけて収穫が行われる。

一方で、抑制ピーマンは5月から6月にかけて播種が行われ、8月もしくは9月から11月にわたって収穫が行われる。通常ピーマン栽培では、この促成と抑制を組み合わせ、年2回収穫が行われるが、この収穫の繁忙期がダイコン・サツマイモ・キャベツなどの露地栽培作目より長くなっている。

また、メロンについても同様に春収穫の半促成栽

培と秋収穫の抑制栽培の組み合わせが行われる。これらピーマンやメロンの繁忙期は下段の漁業操業の年間形態と組み合わせると、ちょうど船曳網の盛漁期と重なることがわかる。

こういった農業の作型と組み合わせると船曳網に着業するA型においては、船曳網による水揚げは少量にとどまっておき、その場合は促成・抑制二種類の栽培のいずれかを行わずに船曳網に着業したり、後継者などの家庭内に労働力が比較的多く確保されている漁家であると考えられる。

iv) IV型=その他自営兼業の営漁類型

自営業との兼業であるIV型は計19軒存在し、A型（船曳網に着業す操業タイプ）が9軒、B型（貝桁とその他の組み合わせ）が7軒、C型（船曳と貝桁以外の漁業に着業）は存在せず、D型（貝桁のみに着業）が3軒となっている（表12）。

表12 自営兼業（Ⅳ型）における営漁類型別の水揚

		Ⅳ 型 (その他自営)	平均水揚金額 (千円)	備考
営 漁 類 型	A 型 (船曳・貝桁等)	9 (6)	20,427	水揚げ金額水準が高い 漁業後継者は6軒で確保
	B 型 (貝桁・その他)	7 (2)	7,365	水揚げ金額はやや低い 漁業後継者は2軒で確保
	C 型 (その他のみ)	—		
	D 型 (貝桁のみ)	3	3,686	水揚げ金額は低く 漁業後継者はいない
合 計		19 (8)		

※1 鹿島漁協資料及びヒアリングに基づき作成
 ※2 表中の下段（ ）内数値は漁業後継者のいる漁家数を内数で示したものである。

表13にIV型に分類される漁家の兼業種目および漁獲の実績を示した。これより兼業種目について見ると、遊漁船業を行っている漁家がA-IV型で7軒、B-IV型で3軒存在している。遊漁船業は漁業内における兼業業種であるため、兼業労働が漁業労働に及ぼす影響は、他産業部門との兼業に比較すると少

表13 自営漁業（Ⅳ型）の漁家の兼業種目
および漁獲の実績

No.	営漁 類型	兼業種	水揚金額（千円）			
			計	船曳網	貝桁網	その他
1	A	アパート経営・遊漁	31,753	11,763	3,686	16,303
2	A	遊漁	28,267	11,503	3,686	13,077
3	A	遊漁	24,545	5,342	3,686	15,517
4	A	農業・遊漁	22,732	1,021	3,686	18,024
5	A	遊漁	22,447	4,228	3,643	14,576
6	A	農業・遊漁	18,992	11,026	3,686	4,280
7	A	遊漁	12,460	776	3,686	7,998
8	A	民宿経営	12,321	8,500	3,686	134
9	A	部品工場経営	10,329	1,116	3,686	5,527
10	B	遊漁・農業	13,105		3,686	9,419
11	B	遊漁	12,134		3,686	8,448
12	B	不動産業	6,794		3,686	3,108
13	B	農業・遊漁	6,273		2,199	4,074
14	B	鉄工所経営	5,523		2,199	3,324
15	B	食堂経営	4,020		3,686	334
16	B	建設会社経営	3,705		3,686	19
17	D	理髪店経営	3,686		3,686	
18	D	飲食店経営	3,686		3,686	
19	D	加工販売業	3,686		3,686	

※ 平成7年度鹿島灘漁協、水揚実績資料より作成

ない。この点が船曳網に着業するA型の増加に結びついていると考えられるが、船曳網に着業しているA型全体の船曳網による水揚金額の平均1,200万円を上回る経営体はなく、やはり、兼業従事に制約され、操業努力が小さくなっているといえる。

A－Ⅳ型の漁家では9軒のうち6軒で、B－Ⅳ型の漁家では7軒のうち2軒で後継者が確保されている。

v) V型＝賃労働兼業の営漁類型

賃労働就業との兼業であるV型の漁家は、計10軒存在する（表14）。A型（船曳網に着業する操業タイプ）が存在せず、B型（貝桁とその他の漁業種類の組み合わせ）が3軒、C型（貝桁と船曳以外の漁業種類に着業）が2軒、D型（貝桁網のみの着業）が5軒となっている。

賃労働就業との兼業の場合、自営業の兼業より更に、兼業労働は他律的になると考えられ、漁業が制約される面がより大きくなると思われる。

特に、漁業外常雇を兼ねている漁業者は毎日の賃労働の合間にだけ自営漁業に従事することから、その中でなされる営漁形態の選択としては、漁業種類の中でも安定的かつ労働強度の低いものから着業される。特に貝桁網漁業にはそれが顕著に見られ、D

表14 賃労働兼業（V型）における営漁類型別の
水揚

営漁 類型	V 型 （賃労働）	平均水揚金額 （千円）	備考
B 型 （貝桁＋その他）	3	3,958	水揚げ金額は低い
C 型 （その他のみ）	2	1,632	水揚げ金額が低く、2軒とも70歳を越える高齢者の世帯
D 型 （貝桁のみ）	5	3,676	水揚げ金額は低い
合計	10		

※1 鹿島灘漁協資料及びヒアリングに基づき作成

※2 表中の下段（ ）内数値は漁業後継者のいる漁家数を内数で示したものである。

型の営漁形態が最も容易に選択されているといえる。

一方、漁業外に臨時的・契約的に兼業就業する漁業者においては、やや自営業兼業に近く、着業漁業種類の選択の幅が多少広がるものと考えられる。

5 まとめ

鹿島地域では、貝桁網の広域的な漁場管理の展開においても漁獲努力量を削減する措置がとられてきた。そして、漁獲努力削減に関する漁業者の合意形成がなされた背景には、漁家の多様な兼業実態があることが明らかになった。この兼業の実態は類型化によって漁業専業・土地利用型農業兼業・施設園芸型農業兼業・自営兼業・賃労働兼業と分けられるが、それらのいずれもが一定の合理性を持って管理に参加していることが明らかになった。

漁業を専業で行っている漁家では、船曳網への着業によって水揚が高い水準で達成され、貝桁網漁業への依存度は低いものとなった。土地利用型農業を兼業している漁家は、当地区の最も代表的な漁家であり、漁業管理の推進役的位置を担っていたといえ、貝桁網漁業への集中が行われている状態では、漁家としては成り立ち得ないものとなった。

貝桁網への集中を避ける漁獲努力の削減は、船曳網を中心とする他の漁業種類への転換と農業兼業への就業によって補完され、進展をみた。

施設園芸型農業を兼業している漁家では、主業である農業を集約的な形式で行い、それによる収入が高い水準で達成され、家計収入における貝桁網漁業への依存度は低く、むしろ管理の組織的な進展は貝桁網の着業を容易なものとした。

その他自営兼業型、賃労働兼業型においては、鹿島開発により地域の産業基盤が拡大、労働市場が大きく開け、各産業部門への就業機会が大幅に増加したことが背景にある。こうした多様な兼業が世帯の家計における漁業への依存度を下げ、着業を容易にするものとして、漁業管理における合意形成を可能にした。

これまでに明らかになった当地区の兼業を含む漁家の多様な存立構造は漁業管理における組織的な生産体制の成立に寄与したと同時に、班体制による出漁日の輪番制、操業日数および操業時間の削減は、

貝桁網漁業を安定的な着業業種にし、漁業管理における組織化が漁家の兼業条件を拡大した。

この意味で兼業就業の実態と漁業管理の成立との両者には相互規定的な関係があるといえる。

注及び引用文献

- (1) 柳田洋一 (1996) , 「鹿島地域における沿岸漁業と農業の複合経営について」, 茨城県水産試験場研究報告第34号。
- (2) 加瀬和俊 (1992) , 「沿岸漁業の担い手と後継者—就業構造の現状と展望—」, 成山堂書店
- (3) 尾形康夫氏 (福島県水産事務所相双地区改良普及員室) からの私信によると磯部漁業協同組合でホッキガイの貝桁網を操業する漁家の殆どは果樹栽培や稲作による農業収入に依存しており、年間約200万円の水揚げ収入を得られれば十分であるという考えである。